

令和7年度スクールソーシャルワーカー派遣等業務仕様書

1 事業目的

被災地を含む県立学校の児童生徒の抱える問題は、家庭の居住環境・生活経済状況、養育者の就労状況などにより、複雑な背景を呈する状況にある。

児童生徒の置かれている環境について、ソーシャルワークの視点でアセスメントを行い、児童生徒の生活や家庭環境における福祉的なニーズを整理し、教育・医療・保健・福祉等の関係機関と連携した取組が必要であり、以下の項目について効果を上げることが目的とする。

- (1) 問題を抱える児童生徒に対して、ソーシャルワークの視点で個別のアセスメントを行い、生活や家庭環境の福祉的なニーズを把握整理し、支援目標を明確にする。
- (2) 児童生徒の抱える問題の解決や「心のケア」を促進するための関係機関との連携、ネットワークを個別のケースごとに構築する。
- (3) 学校で抱えている児童生徒の困難事例において、各種会議（市町村の要保護児童対策地域協議会、ケース会議、校内支援会議等）を通して、福祉の視点でのアドバイス及びコンサルテーションを行う。
- (4) 個々の児童生徒の学校や家庭生活において、ソーシャルワークの視点やアプローチを通して、生徒指導及び学校教育相談活動と連携し、問題の予防的な対応を行い、学校や家庭生活での心の安定に寄与する。

2 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 実施事業

(1) スクールソーシャルワーカーによる出張相談

想定実施時間数	対象	対応者	備考
4時間×2回/ 月×4人×12月	県内全域の県立学校	社会福祉士	課題、問題を抱える児童生徒に対するソーシャルワークの実施

(2) 電話相談

想定実施時間数	想定実施時間帯	対応者	備考
4時間×4回/ 月×1人×12月	13:00～17:00 (毎週水曜日を基本)	社会福祉士	県内スクールソーシャルワーカー、教職員、福祉関

			係者が抱える困難事例に対する相談
--	--	--	------------------

(3) 研修会

想定対象者	開催回数	内 容	開催場所	備 考
社会福祉士、教員、福祉関係者・60名程度	年1回	スクールソーシャルワーカー養成研修	岩手県内	
社会福祉士等・15名程度	年1回	スクールソーシャルワーカースキルアップ研修	岩手県内	

(4) 連絡協議会

想定構成員	開催回数	内 容	開催場所	備 考
スクールソーシャルワーカーとして派遣している者及び候補者、連携する関係機関の者（20名程度）	年6回	スクールソーシャルワーカーの専門性の向上とネットワークの構築	岩手県内	「ネットワーク会議（NW会議）」と称し、原則オンラインでの実施とする。

※ 実施事業について、一部オンラインでの対応を行う場合があること。

4 委託に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- (2) 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- (3) 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- (4) 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等すること

がないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

- (6) 記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。